

告 示

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十九年三月三十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月三十一日

埼玉県秩父県土整備事務所長 新 井 伸 二

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 皆野両神荒川線
- 三 道路の区域

新 B	旧 B	旧 A	旧 新 別
<p>下前原八六三番三地先まで</p>	<p>秩父郡小鹿野町飯田字小保沢二八 ○番一地从り同郡同町両神薄字</p>	<p>秩父郡小鹿野町小鹿野字新屋敷一 一二七番一地从り同郡同町両神 薄字下前原八六三番一地从り先まで</p>	<p>区 間</p>
<p>一一・〇〇〇 四七・〇〇</p>	<p>五・五〇〇 三一・二〇</p>	<p>敷地の幅員 (メートル)</p>	
<p>九二六・七〇</p>	<p>一五九七・五〇</p>	<p>延長 (メートル)</p>	
		<p>旧Aの一部(延長一三二 〇・〇メートル)を小鹿 野町に引き継ぎ、残りを 廃止する。</p>	<p>備 考</p>